

付加給付制度

付加給付金とは、健康保険組合や共済組合など一部の保険者が独自に設けている制度です。ひと月(1日から末日)に窓口で支払った医療費の自己負担額が、独自に設定された限度額を超えた場合に、差額が給付される制度です。

付加給付制度の限度額は、高額療養費制度の自己負担限度額よりも低く設定されています。そのため、窓口支払額が高額療養費制度の自己負担限度額を超えなかった場合も、付加給付制度の限度額を超えていれば付加給付は支給されます。

付加給付金は、健康保険組合ごとに異なり、付加給付制度を設けていない健康保険組合(全国健康保険協会や市町村の国民健康保険など)もあります。

加入している健康保険に付加給付制度があるか、支給方法などを確認するには、加入している健康保険組合にお問い合わせください。